

平成 21 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名：株式会社ケアネット
(コード：2150 東証マザーズ)
代表者名：代表取締役社長 詫摩 直也
問合せ先：執行役員財務部長 角谷 芳広
(TEL：03-6801-0111)

ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合による当社普通株式に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 17 日開催の当社取締役会において、ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付け後も、当社の普通株式を株式会社東京証券取引所マザーズ市場において、上場を維持する予定であります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 組 合 の 名 称	ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合	
(2) 事 業 内 容	公開買付者は、当社普通株式の取得および保有、投資事業有限責任組合契約に従った組合財産の運用、その他投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に掲げる一定の事業を行うものであります。	
(3) 設 立 年 月 日	平成 20 年 11 月 25 日	
(4) 本 店 所 在 地	東京都港区東新橋二丁目 7 番 7 号	
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	無限責任組合員 株式会社ミレニウムパートナーズ 代表取締役 秦 充洋	
(6) 出 資 者	株式会社アステム、株式会社バイタルネット、株式会社ケーエスケー、 みらい証券株式会社、株式会社ミレニウムパートナーズ	
(7) 買 付 者 と 当 社 の 関 係 等	資 本 関 係	平成 21 年 2 月 17 日現在において、当社普通株式を 336 株（当社の議決権数の約 0.64%）所有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠および理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者による本公開買付けの実施につき慎重に検討を重ねた結果、本公開買付けが、今後の当社のさらなる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明いたします。なお、本公開買付け価格の妥当性につきましては、株主の皆様には判断を委ねることいたします。

本意見については、平成 21 年 2 月 17 日開催の当社取締役会において、出席した当社取締役の全員一致で決議いたしました。なお、やむを得ず欠席した 1 名の当社取締役からも、当該取締役会に先立って、同様の意見をいただいております。また、社外監査役を含むいずれの当社監査役も、当社取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに特に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社取締役のうち、特別の利害関係を有する者はおりません。

(2) 公開買付者が本公開買付けを行う背景と目的

当社は、平成 21 年 2 月 17 日開催の当社取締役会において、株式会社葦の会（以下「葦の会」といいます。）との間で、事業提携に関する基本合意書（以下「本事業提携契約」といいます。）を締結する決議をいたしました。葦の会は、医薬卸関連企業 9 社（以下「葦の会グループ卸」といいます。）がそれぞれ持つ情報や資源を連携することを目的として、共同出資・運営している企業体であります。公開買付者は、この葦の会グループ卸のうち、株式会社アステム、株式会社バイタルネット、株式会社ケーエスケーの 3 社を有限責任組合員とした投資事業有限責任組合であります。また、同日付けの当社取締役会において、葦の会グループ卸と新たな事業展開を展望した事業提携の促進を図ることを目的として、公開買付者、葦の会とその関係会社・特別関係者（以下「公開買付関係者」といいます。）が、当社普通株式の総株主の議決権の 30.00%以上の取得を目指し、そのための第一段階として、本公開買付けにおいて、当社普通株式の総株主の議決権の 20.00%を上限とした買付けを行うことを定めた資本提携に関する基本合意書（以下「本資本提携契約」といいます。）を締結する決議をいたしました。

なお、本公開買付けの応募株式数には、下限を設けておりません。

(3) 本公開買付けに関する意見の根拠および理由

当社は、実践的で役立つ医学・医療情報を「短時間で楽しく、分かりやすく習得できる」コンテンツを制作し、インターネット、衛星放送、および DVD を用いて医師・医療従事者に対して提供しております。また、これらの情報伝達チャネルを活用し、製薬企業に対しては営業・マーケティング活動を支援する事業を展開しております。当社は、医療現場のニーズに応え、より多くの医師・医療従事者との関係を強化することが製薬企業向けのサービスにおける競争力を高め、ひいては企業価値の向上につながるものと考えております。現時点において、当社より定期的に情報提供を受けている医師数は 8.4 万人、うち開業医は約 3 万人であります。

一方 葦の会グループ卸は、9 社合計で売上高約 2.2 兆円、医薬品卸会社の営業担当者（以下「MS」といいます。）数は約 4,500 人であり、医薬品卸としては最大手の規模に匹敵いたします。また、各地域の医師、特に全国 10 万人といわれる開業医との強固な関係を有しております。

当社と葦の会グループ卸は、それぞれの強みであるインターネットチャネルと MS を活用した人的チャネルを相互補完的に活用することで、特に診療所開業医市場における事業機会の拡大が期待でき、ひいては製薬企業向けサービスの向上も図ることができると考え、両社は先般より事業および資本提携に関して協議を重ねてまいりました。

その結果、医師会員の獲得促進、診療所開業医データベースの整備・構築によるサービス力向上、当社の強みであるインターネットを活用した製薬企業向けサービスに MS の営業活動を組み合わせたサービス開発などの取り組みを通じてさらなる売上の拡大、および 企業価値の向上が図れるものと考え、平成 21 年 2 月 17 日付けで葦の会と本事業提携契約を締結し、同日付けで公開買付者と本資本提携契約を締結いたしました。今後 当社は、葦の会との連携強化を推進しつつ新たな成長に向けて企業価値最大化を目指してまいります。

なお、本資本提携契約には、事業提携によるシナジーを早期に顕在化させる目的で、公開買付者が当社社外取締役にふさわしい有為な人材を 1 名以上推薦し、これを当社株主総会の議案として受け入れることを検討することや、公開買付関係者が、当社普通株式の総株主の議決権比率の 40.00%を超えることのないように上限を設定し、当社の普通株式を株式会社東京証券取引所マザーズ市場において上場維持することを両社合意しております。

次に、公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格を検討するにあたり、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングから提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を参考にいたしました。株式会社ブルータス・コンサルティングは当社株式価値の算定方法を検討した結果、市場株価方式およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF 方式」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。算定書によりますと、平成 21 年 2 月 3 日を基準日とした市場株価方式では、当日 28,000 円、1 ヶ月（平成 21 年 1 月 4 日から平成 21 年 2 月 3 日まで）平均 30,722 円、3 ヶ月（平成 20 年 11 月 4 日から平成 21 年 2 月 3 日まで）平均 33,051 円という算定結果が示されておりました。平成 20 年 12 月 31 日を基準日とした DCF 方式では、59,000 円から 64,000 円のレンジが当社の株式価値の算定結果として示されておりました。また、当社の株価動向については、過去 6 ヶ月間（平成 20 年 8 月 17 日から平成 21 年 2 月 16 日まで）の株価は、最高値 46,800 円から最安値 25,200 円の間で推移し、また 過去 1 ヶ月間（平成 21 年 1 月 17 日から平成 21 年 2 月 16 日まで）の株価は、最高値 31,700 円から最安

値 25,200 円の間で推移しております。公開買付者は、算定書の市場株価方式およびDCF方式による当社の株式価値の算定結果、当社株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の可否および本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ当社と協議・交渉した結果等も踏まえ、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり57,000円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格57,000円は、平成21年2月16日までの過去6ヶ月間（平成20年8月17日から平成21年2月16日まで）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式終値の単純平均値35,679.67円（小数点以下第三位四捨五入）に対して59.75%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であり、過去3ヶ月間（平成20年11月17日から平成21年2月16日まで）の当社株式終値の単純平均値32,479.83円（小数点以下第三位四捨五入）に対しては75.49%（小数点以下第三位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成21年1月17日から平成21年2月16日まで）の当社株式終値の単純平均値28,493.00円（小数点以下第三位四捨五入）に対しては、100.05%（小数点以下第三位四捨五入）、直近の平成21年2月16日の当社株式終値27,800円に対しては、105.04%のプレミアムを加えた価格であります。

なお、公開買付者は、平成21年2月17日時点において、当社普通株式を336株（当社の議決権数の0.64%（小数点以下第三位四捨五入））保有しております。

当社取締役会は、本資本提携契約の締結にあたり、当社株主の皆様の利益に配慮して、公開買付者と交渉を重ねてまいりました。その結果、公開買付者から提示された本公開買付けにおける買付価格は、現在の当社株式の株価を大幅に上回るものであり、株価との対比で見れば、当社の株主にとって利益をもたらす可能性が高いものと考えております。しかしながら、当社取締役会は、昨今の株式市場全般にわたる株価の低迷により、株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の株価自体が当社の企業価値を適正に反映しているとはいえない側面もあることや、当社として第三者算定機関に株式評価を依頼していないことから、買付価格が、公正な株式価値を反映したものとは言いきれない可能性があるとも判断しております。そこで、当社取締役会は、本公開買付けが、本事業提携契約および本資本提携契約の目的を遂行するために重要であり、今後の当社のさらなる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明いたしますが、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様に判断を委ねることといたします。

なお、当社役員は、引き続き当社株式を保有し、今後の企業価値向上に最大の努力を行っていく所存であるため、本公開買付けには応募しない意向であります。

3. 公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

当社は、平成20年6月25日開催の定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）」を導入しておりますが、本公開買付けに関しては、平成21年2月17日開催の当社取締役会において同意する旨を決議しており、買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当いたしません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

(参考) 公開買付者による当社普通株式の買付け等の概要

(注) 下記の記載において、「法」とは金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。)、
「令」とは金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含む。)、
「府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含む。)を指しております。

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 2 月 18 日(水曜日)から平成 21 年 3 月 17 日(火曜日)まで(20 営業日)

② 当社の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(2) 買付け等の価格 1 株につき、57,000 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格を検討するにあたり、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングから提出された算定書を参考にいたしました。株式会社ブルータス・コンサルティングは当社株式価値の算定方法を検討した結果、市場株価方式および DCF 方式の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。算定書によりますと、平成 21 年 2 月 3 日を基準日とした市場株価方式では、当日 28,000 円、1 ヶ月(平成 21 年 1 月 4 日から平成 21 年 2 月 3 日まで)平均 30,722 円、3 ヶ月(平成 20 年 11 月 4 日から平成 21 年 2 月 3 日まで)平均 33,051 円という算定結果が示されておりました。平成 20 年 12 月 31 日を基準日とした DCF 方式では、59,000 円から 64,000 円のレンジが当社の株式価値の算定結果として示されておりました。(DCF 方式では、当社の事業計画・直近までの業績動向・一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析しております。)また、当社の株価動向については、過去 6 ヶ月間(平成 20 年 8 月 17 日から平成 21 年 2 月 16 日まで)の株価は、最高値 46,800 円から最安値 25,200 円の間で推移し、また過去 1 ヶ月間(平成 21 年 1 月 17 日から平成 21 年 2 月 16 日まで)の株価は、最高値 31,700 円から最安値 25,200 円の間で推移しております。公開買付者は、算定書の市場株価方式および DCF 方式による当社の株式価値の算定結果、当社株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の可否および本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ当社と協議・交渉した結果等も踏まえ、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 57,000 円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格 57,000 円は、平成 21 年 2 月 16 日までの過去 6 ヶ月間(平成 20 年 8 月 17 日から平成 21 年 2 月 16 日まで)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式終値の単純平均値 35,679.67 円(小数点以下第三位四捨五入)に対して 59.75%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを加えた価格であり、過去 3 ヶ月間(平成 20 年 11 月 17 日から平成 21 年 2 月 16 日まで)の当社株式終値の単純平均値 32,479.83 円(小数点以下第三位四捨五入)に対しては 75.49%(小数点以下第三位四捨五入)、過去 1 ヶ月間(平成 21 年 1 月 17 日から平成 21 年 2 月 16 日まで)の当社株式終値の単純平均値 28,493.00 円(小数点以下第三位四捨五入)に対しては、100.05%(小数点以下第三位四捨五入)、直近の平成 21 年 2 月 16 日の当社株式終値 27,800 円に対しては、105.04%のプレミアムを加えた価格であります。

② 算定の経緯

公開買付者は、平成 20 年 10 月から当社の業務・財務に関する公表資料をもとに、当社の事業の収益性および成長性の可能性について具体的に検討・協議を行ってまいりました。また、平成 20 年 11 月から公開買付者の投資スキームや条件について当社に提案を行い、意見調整を行ってまいりました。

この結果、平成 21 年 2 月 17 日付けで葦の会と当社が本事業提携契約を締結すると同時に、同日付けで公開買付者は当社と本資本提携契約を締結いたしました。この本資本提携契約には、当社普通株式の総株主の議決権の 30.00%以上の取得を目指していくこととし、その第一段階として、今回の本公開買付けにおいては、上限 20.00%の取得を行っていくことを定めております。これは、当社の経営の独立性を重視しつつ、事業提携によって当社の企業価値の向上を図るものであります。このような観点から当社においても、この提案に賛同することといたしました。

本公開買付けにおける買付価格を検討するにあたり、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングより算定書の提出を受けております。株式会社ブルータス・コンサルティングは、市場株価方式および DCF 方式の各

手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、平成 21 年 2 月 3 日を基準日とした市場株価方式では、当日 28,000 円、1 ヶ月（平成 21 年 1 月 4 日から平成 21 年 2 月 3 日まで）平均 30,722 円、3 ヶ月（平成 20 年 11 月 4 日から平成 21 年 2 月 3 日まで）平均 33,051 円という算定結果がでており、平成 20 年 12 月 31 日を基準日とした DCF 方式の手法では、59,000 円から 64,000 円のレンジが当社の株式価値の算定結果として示されております。

これらの結果と、過去 6 ヶ月間（平成 20 年 8 月 17 日から平成 21 年 2 月 16 日まで）および過去 1 ヶ月間（平成 21 年 1 月 17 日から平成 21 年 2 月 16 日まで）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場の最高値と最安値の株価を参考にし、1 株当たりの買付価格を決定するにあたり、当社と複数回の協議を行いました。公開買付者は、当社の過去 2 年間の財務状況を確認し、今後の事業の将来性および葦の会との事業提携によるシナジー等を慎重に検討し、最終的には当社の意向や本公開買付けの見通し等を総合的に勘案して 1 株当たり 57,000 円を買付価格とする公開買付けを開始することを提案し、平成 21 年 2 月 17 日に本公開買付けにおける買付価格を 57,000 円とする旨を合意し、同日付けで公開買付者は当該買付価格を決定いたしました。

③ 算定機関との関係

株式会社プルート・コンサルティングは、公開買付者の関連当事者には該当いたしません。

（４）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,430 (株)	－ (株)	10,430 (株)

（注 1）応募株券等の総数が、「買付予定数の上限」（10,430 株（普通株式の発行済株式総数の 20%）。以下「買付上限数」といいます。）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、応募株券等の総数が買付上限数を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項および府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付等に係る受け渡しその他の決済を行います。

（注 2）本公開買付け期間中に当社のストック・オプションに係る新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行または移転される当社株式も本公開買付けの対象としております。

（注 3）本公開買付けにおいて公開買付者が買付を行う株券等の最大数は 10,430 株となります。（以下「最大買付株式数」といいます。）これは、当社の平成 21 年 2 月 6 日に提出した四半期報告書（第 14 期第 3 四半期）に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数 52,149 個の 20%に相当いたします。

（５）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	336 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.64%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,844 個	（買付け等前における株券等所有割合 3.54%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	10,430 個	（買付け等後における株券等所有割合 18.53%）
当社の総株主の議決権の数	52,149 個	

（注 1）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

（注 2）「当社の総株主の議決権の数」は、当社が平成 21 年 2 月 6 日に提出した四半期報告書（第 14 期第 3 四半期）に記載された総株主の議決権の数であります。

（注 3）本公開買付けにおいては、新株予約権の行使により発行または移転される当社株式も対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、平成 20 年 12 月 31 日現在における当社の発行済株式総数（52,149 株）に、四半期報告書（第 14 期第 3 四半期）に記載された平成 20 年 12 月 31 日時点における当社の新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行または移転される可能性のある株式の最大数 4,123 株を加えた株式数（56,272 株）にかかる議決権数 56,272 個を、総株主の議決権の数として計算しております。

（注 4）「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(6) 買付け等に要する資金 594 百万円

(注) 買付け等に要する資金は、本公開買付けにおける買付予定数 (10,430株) に、1株当たりの買付価格を乗じた金額であります。

(7) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称および本店の所在地
ニュース証券株式会社 東京都渋谷区東3-11-10 恵比寿ビル

- ② 決済の開始日
平成21年3月26日(木曜日)

③ 決済の方法

本公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人にてお支払いいたします。

④ 株券等の返還方法

後記「(8) その他買付け等の条件および方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部または一部の買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、本公開買付け期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は、速やかに)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還いたします。

(8) その他買付け等の条件および方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容

応募株券等の総数が、買付上限数 10,430 株(普通株式の発行済株式総数の 20%)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、応募株券等の総数が買付上限数を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付を行わないものとし、法第27条の13第5項および府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付等に係る受け渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付上限数に満たないときは、買付上限数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付上限数を超えることとなる場合には、買付上限数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主を決定いたします。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付上限数を超えるときは、買付上限数を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものといたします。ただし、切上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付上限数を下回ることとなる場合には、買付上限数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定いたします。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリおよびヲないしソ、第3号イないしチならびに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、本公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容および引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、当社が本公開買付け期間中に法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、本公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、本公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、本公開買付け期間末日の 15 時までに、応募受付をした公開買付代理人に解除書面（公開買付応募申込受付票および本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付または送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が本公開買付け期間末日の 15 時までに到達することを条件といたします。

解除書面を受領する権限を有する者

ニュース証券株式会社 東京都渋谷区東 3-11-10 恵比寿ビル

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償または違約金の支払いを応募株主等に請求いたしません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担といたします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(7) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還いたします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、本公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合は、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、本公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、本公開買付け期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 および府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表いたします。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックスおよび電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付け届出書または関連する買付書類は米国において、もしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、係る送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募は受付できません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明および保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点および公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、または 米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックスおよび電話を含みますが、これらに限りません。)または 米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人または受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(9) 公開買付開始公告日

平成 21 年 2 月 18 日(水曜日)

(10) 公開買付代理人

ニュース証券株式会社 東京都渋谷区東 3-11-10 恵比寿ビル

(11) その他

①公開買付者と当社又はその役員との間の合意の有無および内容

当社は、平成 21 年 2 月 17 日開催の当社取締役会にて、本公開買付けに賛同することを決議しております。

②投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上